



環廃産発第1409052号

平成26年9月5日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」の改訂について（通知）

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年環境省告示第98号）第2項第1号から第3号に掲げる産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の含有量が5,000mg/kg以下のものの該当性を確認するための測定方法については、「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第1版）」（以下「第1版」という。）をとりまとめ、平成25年2月25日付け環廃産発第1302251号本職通知「低濃度PCB含有廃棄物に関するPCB含有量の測定法について（通知）」により通知したところである。

今般、第1版に所要の事項を追記し、「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第2版）」を別添のとおりとりまとめたので通知する。

貴職におかれては、同資料について、管内のPCB廃棄物の保管事業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に対する周知、指導方をよろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。



低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 2 版） 発行の経緯及び主な改訂内容

第 2 版発行の経緯

平成 25 年 2 月に公表した「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法(第 1 版)」では、無害化处理認定施設で受入可能な低濃度 PCB 含有廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、汚泥、金属くず及びコンクリートくず）について、PCB 含有量が 5,000mg/kg 以下であることを容易に確認するための測定方法を示した。具体的には、「含有量試験」、「表面拭き取り試験」及び「表面抽出試験」として、PCB を抽出・精製し、分析に供するための試料溶液を作製する方法を記載し、抽出・精製後に得られた試料溶液からの PCB 濃度の測定方法としては、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成 4 年厚生省告示第 192 号）に示された方法あるいは「絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル（第 3 版）」（平成 23 年 5 月）によるものとした。実際には簡易測定法マニュアルの簡易定量法により測定が行われることが多いと考えられることから、第 2 版では、これらのうち 9 種の方法について、試料溶液の調製方法及びその留意事項を個別に定めて記載することにした。また、分析精度管理に関する特記事項及び鋼製橋梁等の剥離塗膜くずからの PCB の抽出・精製方法について追記することにした。

主な改定の内容

1. 本測定方法において、簡易定量法を適用する場合の分析精度管理に関する基本的な考え方について記載した。
 - ▶ PCB 濃度が高く希釈操作のみで夾雑物の定量に及ばず悪影響が無視できる場合には精製操作を省略できることとした。
 - ▶ PCB 濃度が低く精製操作が必要な場合には内標準物質を測定用の試料溶液に添加して回収率を求め、精度管理を行うことになるが、その場合の内標準物質の使用方法及び得られた回収率の取扱に関する留意事項等を適用する簡易定量法ごとに規定した。
2. 種々の低濃度 PCB 含有廃棄物から PCB を抽出して精製し、分析に供するための試料溶液を作製する方法について示した。
 - ▶ 新たに「塗膜くず（含有量試験）」を追加した。
 - ▶ 表面抽出試験において、付着物量（油分）が非常に少ない試料が存在することも明らかになったことから、その際の対応を含めた内容に変更した。

3 . PCB を抽出・精製して作製した試料溶液を用いて、9種の簡易定量法を適用して PCB 濃度を測定する場合の試料溶液の前処理手順及びそのための留意事項について掲載した。

- ▶ 試料溶液中の PCB 濃度が高い場合には、希釈するだけで（精製操作を行わずに） PCB 濃度を測定できる場合があるため、前処理の手順として、「精製が不要な場合」と「精製が必要な場合」に分け、それぞれについて具体的な操作方法を示した。